（利用意向調査）

第七十四条　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。

一・二　（略）

三　当該農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）が耕作すること。

四　（略）

2　（略）

3　農業委員会は、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が第一項第一号に該当するものについて、その旨を農林水産省のウェブサイト（法第五十二条の三第一項及び第二項の規定による公表を目的とするものに限る。第百四条第二項第二号において同じ。）への掲載により公表しなければならない。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第七十四条第三項に規定するもの（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ　（略）

二～五　（略）

（利用意向調査）

第七十四条　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。

一・二　（略）

三　当該農地の所有者等が耕作すること。

四　（略）

2　（新設）

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（新設）

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ　その農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ　（略）

二～五　（略）

（公表することが適当でない事項等）

第百四条　（略）

2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。

一　（略）

二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）を農林水産省のウェブサイトに掲載すること。

（公表することが適当でない事項等）

第百四条　（略）

2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　（略）

二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第八号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

法規的告示

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条の二第二項に規定する緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を次のように定め、同項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条の二第二項に規定する緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準は、次のとおりとする。

一　緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限　百分の一以上

二　環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限　百分の一以上

（備考）

1　緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の下限値の設定に当たっては、承認地域経済牽引事業用工場等に近接する地域の状況のみにとどまらず、周辺の地域が当該地域の住民の生活の用に供されている状況を勘案して、承認地域経済牽引事業用工場等の周辺の生活環境の保持がなされるように配慮すること。

2　工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。